

インフルエンサーを活用した「ひょうご EXPO 41」プロモーション動画作成等業務公募型プロポーザル

質問事項回答

令和 7 年 2 月 26 日公表

No	募集要項・仕様書	項目	質問内容	回答
1	仕様書「4 委託内容」	(2)インフルエンサーの選定	「撮影場所（のべ20人以上）」の意味	「インフルエンサーを 2 名以上／撮影場所（のべ20人以上）を選定すること。」とは、 ・ 1 県民局・センター毎にインフルエンサーを 2 名以上確保する（「（参考）動画作成イメージ」に記載） ・ 10 県民局・センター単位で動画を作成する（「仕様書」に記載） という条件〔2 人／県民局・センター×10 県民局＝20 人（のべ人数）〕から、インフルエンサーの人数は<u>のべ20人以上</u>となる。 なお、インフルエンサーは同一の 2 名が10 県民局・センターを担当することも可、別のインフルエンサーがそれぞれ10 県民局・センターを担当することも可である。
2	仕様書「4 委託業務」	(4)動画の作成・配信	動画の構成イメージにある41概要で紹介する内容について	・ 記者発表ページ内「ひょうご EXPO 41概要についてはこちら（2025 年大阪・関西万博に向けた兵庫のアクションプラン ver.4 P12参照）」を参照の上、「ひょうご EXPO 41」事業の趣旨や目的の紹介内容を、動画に組み込むことをイメージしている。